

## (仮称) 地域まちづくりセンターの機能について

市民センター（公民館）については、多様化する市民ニーズに対応し、地域の活動拠点とするために（仮称）地域まちづくりセンターとして機能を転換し、地域主体のまちづくりを推進するため平成29年度より各学区まちづくり協議会で管理運営していただけるよう指定管理者制度を導入することとしているが、（仮称）地域まちづくりセンターの機能については下記の方針とします。

### 方針

**(仮称) 地域まちづくりセンターの機能は下記の1~5とする。**

1. 地域のまちづくりの拠点
2. 広報広聴
3. 貸館
4. 登録団体による教室の運営
5. 生涯学習の推進

### ※ (仮称) 地域まちづくりセンター機能の考え方

- (仮称) 地域まちづくりセンターは市民センターと公民館の機能を移行していくことを基本とし、地域のまちづくりの拠点として、地域の活動や交流の場の機能を追加することとします。（諸証明の交付業務は平成28年10月からコンビニエンスストアで交付が可能となることから移行しません。）
- 公民館として地域の生涯学習を推進してきた経過があることから、（仮称）地域まちづくりセンターにその機能を移行します。

## 市民センター（公民館）と（仮称）地域まちづくりセンターの機能

市民センター・公民館	
市民センター機能	① 地域コミュニティ振興の支援
	② 自治連合会、町内会等の各種団体との連絡調整
	③ 広報広聴
	④ 市税に係る諸証明の交付
	⑤ 戸籍等の諸証明の交付
	⑥ 指定ごみ袋の引換等
公民館機能	① 貸館
	② 登録団体による教室の運営事務
	③ 公民館講座
	④ 図書、記録、模型、資料等の整備、利用
	⑤ 体育、レクリエーション等に関する集会開催
	⑥ 討論会、講習会、講演会等の開催



（仮称）地域まちづくりセンター	
①	地域のまちづくりの拠点
②	広報広聴
③	貸館
④	登録団体による教室の運営
⑤	生涯学習の推進

※市民センター機能④⑤について

諸証明の発行については平成28年10月からコンビニエンスストアで交付が可能であることから移行しません。

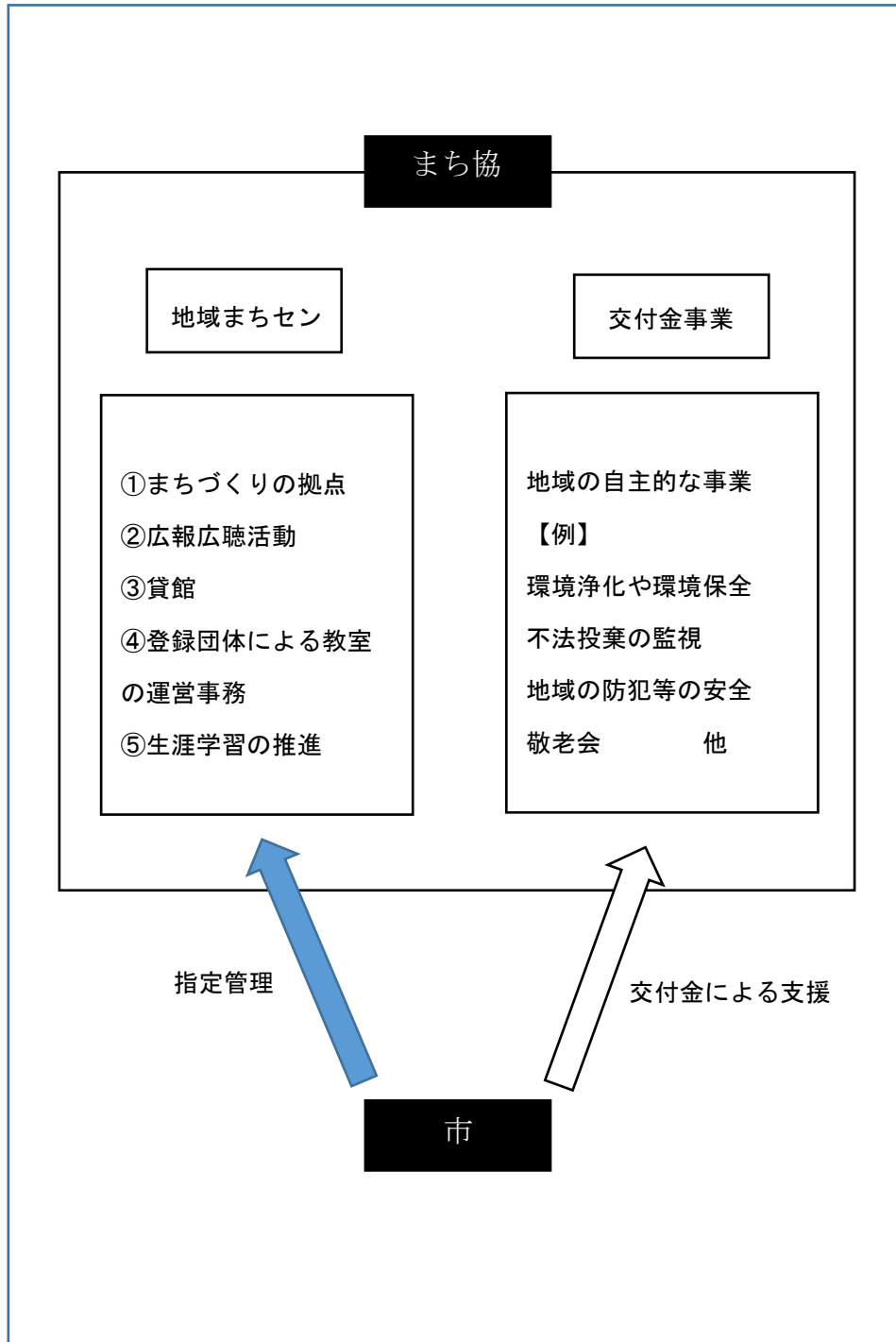
※市民センター機能⑥について

指定ごみ袋の引換等については機能に含めず、指定管理者に別途委託できるよう検討していきます。

※公民館機能③④⑤⑥について

（仮称）地域まちづくりセンター機能の⑤「生涯学習の推進」の機能に包括します。

(仮称) 地域まちづくりセンター機能について【参考図】



◆ 参考資料(全国事例)

市名	施設名	指定管理者	施設の機能
野洲市	コミュニティセンター	まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が自主的に交流し、連携を図り、市民活動を促進するための場の提供</li> <li>・市民と行政が協働のまちづくりを進めるための場の提供</li> </ul>
高松市 (香川県)	コミュニティセンター	地域コミュニティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民によるまちづくり活動の場、生涯学習及び地域福祉の推進に資するための諸活動の場等を提供</li> </ul>
雲南市 (島根県)	交流センター	地区振興協議会	<p>市民と行政による協働のまちづくりを目指し、地域の活性化に寄与すると共に市民活動、生涯学習活動(社会教育法第22条に規定された事業を含む活動)及び地域福祉活動の拠点として、また、市民相互の交流促進の場として</p>

## 現在までの経過

市民センター（公民館）については、まちづくり協議会の活動拠点として地域に根ざした施設とし（仮称）地域まちづくりセンターとして地域が管理運営できるよう平成22年度から検討を進めてきました。



### 決定事項

- 1 市民センター（公民館）については、指定管理者制度により、まちづくり協議会によって管理運営できるように進めていく。
- 2 指定管理者制度の導入にあたっては、市民センターと公民館の機能の見直しを行い（仮称）地域まちづくりセンターとして機能転換し指定管理を行う。
- 3 指定管理者制度については平成29年度から開始する。